|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法 人 名 |  | | |
| 事業年度 | 年　　月　　日から  　　年　　月　　日まで | | |
| 収益事業から生じた所得金額の計算 | 法人税の課税標準となる所得金額 | | | | | | ① |  |
| 加　算　欄 | 収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 | | | | | ② |  |
| 不算入とされたもの  収入した金額で益金 | 受取配当金で益金とされなかった金額 | | | | ③ |  |
| 還付法人税額等 | | | | ④ |  |
|  | | | | ⑤ |  |
|  | | | | ⑥ |  |
|  | | | | ⑦ |  |
| 加算欄計(②+③+④+⑤+⑥+⑦) | | | | | ⑧ |  |
| 減　算　欄 | 不算入とされたもの  支出した金額で損金 | 寄付金の損金算入限度超過額 | | | | ⑨ |  |
| 法人税明細書別表四において損金不算入とした法人税額 | | | | ⑩ |  |
| 法人税明細書別表四において損金不算入とした附帯税額 | | | | ⑪ |  |
|  | | | | ⑫ |  |
|  | | | | ⑬ |  |
|  | | | | ⑭ |  |
| 減算欄計(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭) | | | | | ⑮ |  |
| 収益事業から生じた所得金額(①+⑧-⑮) | | | | | | ⑯ |  |
| 課・非の判定 | ⑯×90/100 | | | | | | ⑰ |  |
| 当期中において収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 | | | | | | ⑱ |  |
| ⑱の金額が⑰の金額 | | | 以上である場合・・・・・・・非課税  未満である場合・・・・・・・課　税 | | | | |
| 摘　要 | | | | | | | | |

（１）この判定票は、申告書（第６号様式）に添付して提出してください。

法人県民税の

課税・非課税

の判定票

（２）この判定票の添付書類として、「決算書」、「法人税申告書別表一」、「法人税明細書別表四」、

　　　「法人税明細書別表十四（二）」を添付してください。

「法人県民税の課税・非課税の判定票」記載の手引

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。）が地方税法施行令第７条の４ただし書の規定により法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。なお、判定の結果課税となった場合には判定票の提出は不要です。

１　①欄の金額が零以下となる場合は、②から⑯までの欄の記載は不要です。

　　この判定票の「課・非の判定」欄の「非課税」を○でかこんでください。

２　②欄には、当該事業年度中収益部門から公益部門へ支出した金額(法人税明細書別表十四(二) <同上以外のみなし寄付金額>の金額)を記載してください。

３　③欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上、益金不算入とされた金額(法人税明細書別表四<受取配当等の益金不算入額>の金額)を記載してください。

４　④欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額(法人税明細書別表四<法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額>及び<所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等>の金額)を記載してください。

５　⑤から⑦までの欄には、③欄、④欄を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上、益金不算入とされた金額を記載してください(法人税明細書別表四で減算した金額)。

６　⑨欄には、損金算入限度額を超えた寄附金(法人税明細書別表四<寄附金の損金不算入額>の金額)を記載してください。

７　⑩欄には、法人税法の所得の計算上、損金不算入とされた法人税の額を記載してください(法人税明細書別表四<損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)>及び<損金経理をした納税充当金>のうち、法人税額に充てる金額)。

８　⑪欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税(法人税明細書別表四<損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税>の金額)を記載してください。

９　⑫から⑭までの欄には、⑨欄、⑩欄、⑪欄を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上、損金不算入とされた金額を記載してください(法人税明細書別表四で加算した金額)。

10　⑰欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。

11　⑱欄には、②欄の金額を記載してください。

(注)この計算は、基本的には法人税明細書別表四による申告調整の逆の手順によるもので

すが、法人県民税及び法人市民税については損金不算入のまま取扱い、所得金額から減算しないでください。